

医療的ケア児

たんの吸引など医療行為が日常的に必要な「医療的ケア児」やその家族に対する支援法が国会で成立した。

基本理念に「医療的ケア児の日常生活を社会全体で支える」と掲げ、適切な対応を取ることを国や自治体の「責務」と明記した。

学び育つための支援に

ケア児の世話は、主に家族が担

っている。保育や教育の現場での受け入れ体制は十分とは言えず、付き添いなどに追われて離職や休職せざるを得なくなった保護者も少なくない。

家族の負担を軽減し、ケア児が住み慣れた地域で学び、育つことができるよう、実効性ある対策が求められる。

心臓疾患などの病気や障害のため、人工呼吸器の装着や胃ろうな

どが必要な子どもは、全国に約2万人いるとされる。新生児医療の進歩を背景に、ここ10年で倍増しているという。

支援法は、超党派の国会議員でつくるグループが、5年がかりで議員立法として成立させた。

基本理念に治い、医療的ケアが必要かどうかにかかわらず、一緒に教育を受けられるよう最大限に配慮することを掲げた。

医療的ケアは、医師や看護師だけでなく、研修を受けた介護者や教員、保育士にも一部認められて

いる。どのようにケアを担う人材を確保し配置するか、財源措置を含め国や自治体には具体的な方策が求められよう。

さらに、支援法には家族の相談に応じて助言などを行う「医療的ケア児支援センター」を、各都道府県に設置するこ

とも盛り込まれた。

ケア児の家族の

柱となるのは、保育所や学校に看護師らの配置を進めることだ。保護者が登下校に付き添い、学校などでも世話をすることが求められることが多く、大きな負担となっているためだ。

現状は、看護師の慢性的な人手不足で確保が難しく、支援のノウハウがないなどを理由に、学校などでのケア児を受け入れは進んでいない。

不安や悩みが寄り添い、どのような福祉、教育などの支援やサポートが受けられるか、丁寧に説明し情報提供を行ってほしい。

これまでケア児への支援は、自治体によって差があった。身体の状態や生活環境がそれぞれ異なる子ども一人一人に合わせた必要な支援が、どこに住んでいても受けられるような体制づくりを急ぎたい。